

○国土交通省告示第八百一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年八月十六日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道58号改築工事（浦添北道路・沖縄県浦添市牧港五丁目地内から同市字港川崎原地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 沖縄県浦添市牧港五丁目、字港川越地原及び字港川崎原地内
沖縄県浦添市字港川地先海面
- 2 使用の部分 沖縄県浦添市牧港五丁目、字港川越地原及び字港川崎原地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、沖縄県宜野湾市字宇地泊浜原地内の牧港交差点（仮称）から浦添市字港川崎原地内の港川交差点（仮称）までの延長2.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道58号改築工事（浦添北道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道58号（以下「本路線」という。）は、鹿児島市を起点とし、奄美市、名護市、浦添市等を経由して那覇市に至る延長約866kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、浦添市の市街地を通過し、沿線には商業施設等が連たんしていることから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、慢性的な交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、浦添市仲西1丁目地内で73,570台／日であり、混雑度は2.73となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成24年7月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物であるオカヤドカリ、ナキオカヤドカリ、オオナキオカヤドカリ及びムラサキオカヤドカリ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ等が確認されている。オカヤドカリ、ナキオカヤドカリ、オオナキオカヤドカリ及びムラサキオカヤドカリについては、起業者は、モニタリング調査を実施し、必要に応じて専門家の指導助言を受け、適切な保全措置を講じることとしている。ハヤブサについては、営巣は確認されておらず、計画路線の周辺には同様の生息環境が広く分布していることなどから影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコギシギシ、オキナワマツバボタン等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所での生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じ

ることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が2箇所存在するが、起業者は、沖縄県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成17年9月13日に都市計画決定された都市計画と、車線数、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。なお、本件事業については、6車線又は4車線の事業として都市計画決定されているところ、2車線の事業として施行するものであるが、道路構造等の技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は自動車交通量が多く、慢性的な交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、浦添市長を会長とする沖縄県中部市町村会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合

理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 沖縄県浦添市役所